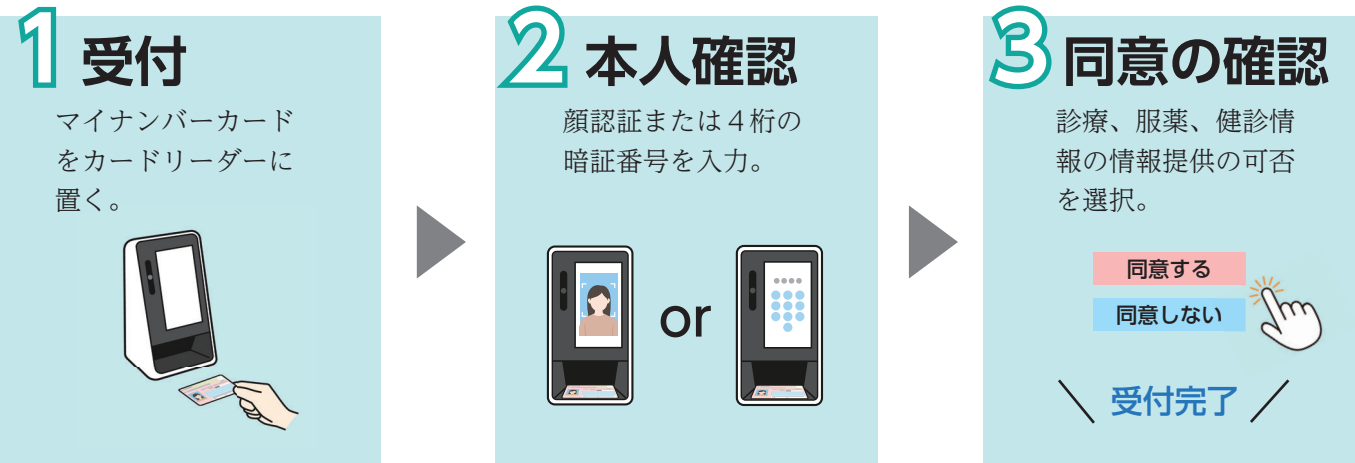


マイナ保険証の利用方法



⚠️ マイナ保険証を持っていなくても これまでどおり医療機関を受診できます

マイナ保険証を持っていない方は

「資格確認書」で受診できます。

国民健康保険

マイナ保険証の利用登録をしていない方は「資格確認書」が届きます（申請不要）。また、要配慮者が医療機関を受診する際に介助者が資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な方は、申請することで「資格確認書」を受け取れます。

後期高齢者医療

新たに後期高齢者医療の被保険者になる方は、75歳の誕生日までに「資格確認書」が届きます。また、後期高齢者医療に現在加入している方が、転居などで保険証の差し替えが必要になった場合も、「資格確認書」が届きます。

マイナ保険証の利用登録を解除する場合は、加入している健康保険の被保険者で申請してください（申請から解除まで2ヵ月ほどかかります）。

（12月2日から）マイナンバーカード 特急発行が始まります



特定の要件を満たした方を対象に、マイナンバーカードの特急発行が始まります。

特急発行を申請すると、原則1週間以内にカードが手元に届きます（年末年始やメンテナンス時を除く）。

手続き方法など詳しくは、市ホームページ=QRコード=をご覧ください。事前に下記へお問い合わせください。

▶問合せ 戸籍住民課（市役所内線1032）

対象

- ・乳児（1歳未満）
- ・国外から転入した方
- ・カードを紛失した方
- ・ICチップの破損などで、カードの機能が損なわれた方
- ・追記欄の余白がなくなり、新たに追記ができなかった方 など

※申請手続きは、本人の来庁が必要です。
※本人の責による再発行は手数料がかかります。

※乳児のマイナンバーカード申請は、出生届と同時に手続きができます。また、12月2日以降、1歳未満のお子さんのマイナンバーカードを申請する場合は顔写真が不要になります。

医療機関を受診するときは

「マイナ保険証」 を利用しましょう
12月2日から被保険者証（保険証）は新たに発行されなくなります

12月2日以降、従来の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を利用する仕組みに移行します。

国民健康保険、後期高齢者医療に加入されている方は、現在お手元にある保険証に記載してある有効期限まで使えますが、マイナンバーカードを持っていない方や保険証利用の登録をしていない方は早めに手続きをしましょう。

※その他の保険証をお持ちの方は発行元の被保険者に確認してください。

▶国民健康保険に関する問合せ
保険医療課（市役所内線1061）

▶後期高齢者医療制度に関する問合せ
保険医療課（市役所内線1052）

マイナ保険証を利用する 3つのメリット

より良い医療を受けることができる

医療機関が過去のお薬情報や健康診断の結果が見られるようになるため、データに基づいた適切な医療が受けられます。

限度額を超える支払いを免除

医療費が高額になったときは、手続きせずに高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。

手続きが簡単・便利に

マイナポータルからe-Taxに連携することで、確定申告時の医療費控除が簡単になります。

マイナンバーカードを保険証として利用するには

次のいずれかの方法で利用登録ができます

- ・医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で登録
- ・スマートフォンやパソコンなどを使い「マイナポータル」から登録
- ・セブン銀行ATMで登録
- ・市の窓口で登録

登録に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・事前に登録した数字4桁の暗証番号